

一般財団法人佐渡市スポーツ協会総合スポーツ大会交付金交付要綱

令和4年3月29日 要綱第10号

(目的)

第1条 この要綱は、スポーツに親しむ機会を市民に提供することにより、体力・技術の向上及び健康の維持・増進を図るために開催する佐渡市総合スポーツ大会に対し、事業費の一部を交付することを目的として、交付金を交付することに関し必要な事項を定める。

(交付の対象)

第2条 交付の対象は、一般財団法人佐渡市スポーツ協会（以下「協会」という。）定款第6条の第1項に規定する加盟団体で、佐渡市総合スポーツ大会の競技大会を開催する団体（以下「競技団体」という。）とする。

2 対象事業は、競技団体が開催する大会で、当該年度の概ね6月から8月までに開催するものとする。

(交付対象経費)

第3条 交付の対象となる経費及び交付額は次のとおりとする。

- (1) 大会当日の施設使用料 全額（ただし、体育館のアリーナの冷房に係る使用料については、2分の1の額とする。）
- (2) 当該大会の運営に係る審判費、消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、その他大会の運営に要する経費 上限1万円

(交付の申請)

第4条 交付金の交付を受けようとする競技団体の代表者（以下「代表者」という。）は、総合スポーツ大会交付金申請書（様式第1号）を協会会長（以下「会長」という。）に提出しなければならない。

(交付の決定)

第5条 会長は、前条の規定により申請書の提出があったときは、当該申請書の内容を審査し、交付金の交付の可否を決定し、総合スポーツ大会交付金交付（不交付）決定通知書（様式第2号）により代表者に通知するものとする。

(実績報告)

第6条 代表者は、事業が終了後速やかに総合スポーツ大会交付金実績報告書（様式第3号）に会長が定める書類（以下「添付書類」という。）を添えて会長に提出しなければならない。

(交付金額の確定)

第7条 会長は、前条の規定による実績報告書の提出があったときには、その内容を審査し、適当と認めるときは、交付すべき交付金の額を確定し、総合スポーツ大会交付金交付確定通知書(様式第4号)により代表者に通知するものとする。

(交付金の交付)

第8条 会長は、前条の規定により交付すべき交付金の額を確定した場合は、代表者から提出された総合スポーツ大会交付金交付確定通知書(様式第4号)に基づき交付金を支払うものとする。

(その他)

第9条 この要綱に定めがない事項又は疑義が生じた事項については、その都度、協会と競技団体が協議して決定するものとする。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。